

時代区分II (1)-②竹島の島根県編入の閣議決定に関する資料

竹島を島根県に編入し隠岐島司の所管とする閣議決定書

No.14 隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ
島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス

報H27/P15

1905年(明治38年)1月28日



所蔵:国立公文書館

資料概要

内務大臣(芳川顯正)請議の、無人島を竹島と名付け島根県隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

内容見本

無人島所属ニ関スル件(略)北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

作成年月日	1905年(明治38年)1月28日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第一巻 ・政綱・帝国議会・行政区・地方自治・雑載
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う